

所長あいさつ

福島県養護教育センター 所長 須田 康仁

当センターは、特別な支援が必要な子どもたちの教育の振興及び充実を図るために、特別支援教育に特化した教育センターとして昭和61年4月に設置され、本年4月1日に満30年目を迎えました。福島県の施策である「地域で共に学び、共に生きる教育」の推進のため、①特別支援教育を担当する教員の専門性や指導力の向上につながる教員研修、②相談者のニーズに寄り添った教育相談、③今日的な教育課題に対応した教育研究と調査研究の推進、④各学校の授業づくりや組織の活性化と特別支援学校のセンター的機能の取組を支援することで、地域における特別支援教育の充実と共生社会の形成を目指す、という4つの目標達成のため、所員がチーム一丸となり進んでおります。

さて国では、国連の「障害者の権利に関する条約」の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的とした「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（いわゆる「障害者差別解消法」）を制定し、本年4月1日より施行されております。

上述したように、県でもかねてから「地域で共に学び、共に生きる教育」を推進しており、インクルーシブ教育システムの構築を進めながら、障がいのある子どもたちが自らの力を十分発揮できるよう、学校はもちろん地域や関係機関とも連携しながら支援してきました。当センターでもそのような状況を鑑みながら、インクルーシブ教育システムの構築を進めて参りましたが、今年度の重点事項は、『地域や学校等における「合理的配慮」の提供及び特別支援学校の専門性向上や組織の活性化について情報提供や研修支援・研究を行い、インクルーシブ教育システムの推進を図ります。』とし、同システムの推進のために合理的配慮の提供や各学校種の研修と支援体制の整備に向けた取組などへの支援を行います。子どもたちの学びを支える上で合理的配慮は欠かせませんが、各学校・各所でそれが実施されているかと申しますと、十分とは言えない場面もあると聞き及んでおります。地域の小中学校等に在籍する障がいのある子どもたちにどのような配慮で指導や支援を行えばさらに効果的なのか等をデータベース化して、ウェブ等で積極的に発信するとともに、講座を利用して県内特別支援学校教員の専門性の向上や学校組織の活性化も併せて目指してまいります。

福島県養護教育センターは、特別支援教育を専門に行っている全国の9つのセンターの一つとして特別支援教育のさらなる充実に努めて参りますので、今後どうぞよろしくお願いたします。

平成28年4月